

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業向け県融資制度の概要

資金名 区分	経済変動対策資金		危機対策資金	
	一般保証分 (2/25 要件緩和)	セーフティネット保証5号分 (3/6・3/13 指定業種追加)	セーフティネット保証4号分 (3/2施行)	危機関連保証分 (3/13施行)
融資の 対象者	売上高 <u>5%以上</u> 減少 〈全業種〉	売上高 <u>5%以上</u> 減少 ※業種指定はあるが、影響を 受ける業種はほぼ網羅されて いる	売上高 <u>20%以上</u> 減少 〈全業種〉	売上高 <u>15%以上</u> 減少 〈全業種〉
融資制度 の 概要	融資限度額 8,000万円		8,000万円	
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			
融資利率	年1.65%以内		年1.15%以内	
保証料率	年0.45%～1.52%	年0.80%で固定		年0.70%（※）で固定
保証概要	保証枠 2億8,000万円	2億8,000万円		2億8,000万円
責任割合	金融機関20%：保証協会80%		保証協会100%	

※全国的には制度要綱により0.80%
のところ、県信用保証協会の独自割引
により0.70%を適用

〈参考〉中小企業が県融資制度を利用する場合の利用例

- ・ 対前年同月比で売上高が10%減少している事業者の場合
 - 経済変動対策資金が利用可能であり、事業者に応用される保証料率により一般保証分かセーフティネット保証5号分を選択
- ・ 対前年同月比で売上高が17%減少している事業者の場合
 - 危機対策資金の利用が可能であるが、売上高の減少が20%以上でないため、危機関連保証分を利用